

観光スポットの段差の解消 Q&A

補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の段差の解消について申請する場合、要望書は観光スポットごとの提出となるのでしょうか。	観光スポットごとに要望書を作成し、提出ください。
2	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。

交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
3	内示、交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
4	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいでしょうか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

補助対象要件

No.	問	回答
5	訪日外国人旅行者の評価について、観光スポットが所在する市区町村が実施した調査において、評価が高ければ補助対象となるか。	一般的に訪日外国人旅行者が多く利用する口コミサイト等において評価が高い観光スポットを補助対象とします。独自に調査されたものは補助対象となりません。
6	口コミサイト等の客観的な評価において、どの程度の評価をされている必要があるのか。	例えば、訪日外国人を対象とした口コミサイト等で一般に公開されている順位において、過去5年以内に非常に高い評価を得ているようなものが想定されます。
7	周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動円滑化の状況とはどういった状況か。	最寄りの旅客施設等においても、高齢者・障害者等が円滑に移動ができるようになっており、観光スポットに到達できるようになっているような状況になっていること。
8	観光スポットの周囲や駅からのアクセス経路上の段差の解消も補助対象となるのか。	補助対象となりません。

観光スポットの段差の解消 Q&A

補助対象事業

全般

No.	問	回答
9	補助金額に上限・下限はありますか。	国から交付される補助金額の上限は3,000万円が目安となります。下限額については、ありません。
10	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
11	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けるとは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
12	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けるとは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
13	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
14	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
15	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）

経費

No.	問	回答
16	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
17	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
18	屋外にエレベーターを設置する場合、エレベーター用の建物や通路が必要となるが、補助対象となるのか。	エレベーターの設置等に伴うものであれば、補助対象となります。ただし、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象とはなりません。
19	エレベーター設置のために新たにエレベーター棟を建設する場合、躯体についても補助対象となるか。	エレベーターの設置等に伴う躯体については、補助対象となります。
20	エレベーターの利用料を収受する場合、補助対象となるか。	エレベーターの維持管理費程度であれば、補助対象となります。
21	スロープを設置するために、既存の階段の一部を移設する必要がある。階段の移設工事費用も補助対象となるか。	補助対象要件と照らし合わせて移設工事の必要性を確認しての判断となりますが、補助対象となり得ます。